

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年2月18日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100351号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100114号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月17日から同年4月1日まで

請求期間について、C職としてD事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

D事業所から提出された履歴書、及び同事業所を管轄するB社から提出された請求者の採用に係る資料により、請求者は、請求期間を含む昭和60年1月16日から同年4月6日までの期間において、C職として同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の厚生年金保険加入の取扱いに係る資料及び請求者に係る給与額等が確認できる資料を保管しておらず、請求者の厚生年金保険料を控除したか否かは不明としていることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除について、同社から確認することができない。

また、B社に係るオンライン記録によると、請求期間後の昭和61年度における厚生年金保険の被保険者資格取得者数は400名余りである一方で、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和57年10月1日から昭和60年度末日までの期間に係る資格取得者数は、各年度2名から4名であり、請求期間当時の被保険者数が昭和61年度と比べて極端に少ないことが確認できる。昭和60年度以前に被保険者資格を取得し、C職であったとする2名は、当時、C職が皆、厚生年金保険に加入していたのではないと思う旨陳述していること、及びそのうち就職したと記憶する日の約5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している1名は、自身について当初は厚生年金保険やE組合に加入できなかったが、途中から年金や健康保険に加入できるようになった旨陳述していることを踏まえると、請求期間当時、A社が、全てのC職を採用日から厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は請求期間において国民年金に加入しているところ、F市が保管する請求者の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「60.1.15日退職、60.4.13転入」と記載されており、当該国民年金の資格取得日は、当該被保険者名簿に記載された退職日の翌日(昭和60年1月16日、後に、請求者が請求期間の直前に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の統合に伴い、当該被保険者記録の喪失年月日である同年1月17日に訂正)であることから、請求者が国民年金に加入した当時、請求期間は厚生年金保険に加入していない期間として処理された様子が見える。

加えて、A社に係る被保険者原票に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠落もないことから、請求者の記録が欠落したとも考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100837号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100115号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年8月までは38万円から41万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年4月1日から平成30年4月1日まで

私がA社で勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額になっているので、請求期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者が当該期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間(平成28年4月から同年6月まで)の報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは回答が得られないものの、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額とする当該届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)

について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 28 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書によると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっているものの、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間（平成 27 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 29 年 4 月から同年 6 月までの期間）の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100996号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100116号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成24年12月28日、平成25年8月12日、同年12月25日、平成26年8月8日及び同年12月26日は1万5,000円、平成27年8月10日、同年12月25日及び平成28年8月15日は2万円に訂正することが必要である。

平成24年12月28日、平成25年8月12日、同年12月25日、平成26年8月8日、同年12月26日、平成27年8月10日、同年12月25日及び平成28年8月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月10日、同年12月25日及び平成28年8月15日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る平成24年12月28日、平成25年8月12日、同年12月25日、平成26年8月8日及び同年12月26日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月28日
② 平成25年8月12日
③ 平成25年12月25日
④ 平成26年8月8日
⑤ 平成26年12月26日
⑥ 平成27年8月10日
⑦ 平成27年12月25日
⑧ 平成28年8月15日

請求期間①から⑧までの各期間については、A社から賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、国(厚生労働省)の記録では、当該各賞与に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、当該通帳の取引明細及び取引明細証明書並びにA社の複数の同僚から提出された賞与に係る支給明細書(以下「預金通帳等」という。)から判断すると、請求者は、請求期間①から⑧までの各期間においてA社から賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたと認められる。

したがって、請求期間①から⑧までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①から⑤までの各期間は1万5,000円及び請求期間⑥から⑧までの各期間は2万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日について、事業主は、請求期間⑥の支払年月日を「平成27年8月8

日」、請求期間⑦の支払年月日を「平成 27 年 12 月 27 日」、請求期間⑧の支払年月日を「平成 28 年 8 月 8 日」として、それぞれ厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、前述の預金通帳等により確認できる振込日から、請求期間⑥は平成 27 年 8 月 10 日、請求期間⑦は同年 12 月 25 日及び請求期間⑧は平成 28 年 8 月 15 日とすることが妥当である。

事業主が請求者の請求期間⑥から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができないが、事業主は、当該各期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額等に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100998号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100040号

第1 結論

昭和53年*月から昭和57年3月までの請求期間及び昭和59年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年*月から昭和57年3月まで
② 昭和59年4月から昭和60年3月まで

私が大学生で20歳となり就職するまでの昭和53年*月から昭和57年3月までの期間については、国民年金の加入記録がなく、昭和59年4月から昭和60年3月までの期間については、国民年金保険料未納期間として記録されている。

請求期間①及び②については、父が私の国民年金の加入手続を行い、当該各期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたため、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続及び請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付は、父が行ってくれた旨主張し、自身で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は行っていない旨陳述している。

しかしながら、請求期間①について、請求者は、当該期間において昼間大学生であったと陳述しており、請求者又は請求者の父が当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するため国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が住所地の市町村において払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金払出簿検索システムにより、請求者が当該期間当時の住所地であったとするA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、当該期間において、請求者に対する記号番号の払出しは確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者又は請求者の父は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間②について、請求者の記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者記録(加入状況、納付状況)及び請求者が所持する昭和62年1月分から昭和63年3月分までの国民年金保険料に係る納付書・領収証書における領収日付印から判断すると、B市において、平成元年4月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、オンライン記録を見ると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和59年4月1日と記録されており、前述の加入手続時期(平成元年4月)からすると、遡って被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるところ、当該加入手続時点において、国民年金法の時効の規定により、請求者又は請求者の父は、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者又は請求者の父が請求期間②に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し、年金記録を管理するため記号番号が住所地の市町村において払い出される必

要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金払出簿検索システムにより、請求者が当該期間当時の住所地であったとするA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、当該期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付を行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の当該各期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに当該各期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100897号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100117号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月1日から昭和63年6月1日まで
私は、請求期間に、A社B支店において、D職として勤務した。

しかし、年金記録を見ると、D職として勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社が令和3年8月17日付けで発行した、請求者に係る在職証明書において、請求者は、昭和62年4月1日から昭和63年5月31日までの期間に、D職として同社に在職していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録を見ると、C社は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち、昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同社及びA社の各担当者は、C社が厚生年金保険の適用事業所となった時点(昭和63年4月1日)において、同社に採用された一般事務の補助員等を厚生年金保険の加入対象としており、D職は加入対象ではなかった旨それぞれ陳述している。

また、A社は、請求期間当時、同社B支店に勤務するD職の社会保険加入の取扱いについて、平成7年に社会保険事務所(当時)の指導を受けるまでは同職を厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している上、同社の担当者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していない旨陳述している。

さらに、C社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について、確認できる資料を保管しておらず不明である旨回答しているが、同社の担当者は、平成7年まではD職を厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100325号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100118号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日及び同年12月5日は55万9,000円、平成16年7月16日は52万円、同年12月3日は57万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月5日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月3日

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間①から④までの各期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳の写しを提出するので、賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、A社の複数の元同僚から提出された賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は55万9,000円、請求期間③は52万円、請求期間④は57万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間後の元事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100730号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100119号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は25万7,000円、同年12月5日は29万9,000円、平成16年7月16日は30万2,000円及び同年12月3日は34万9,000円とすることが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間①から④までの各期間における賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金取引明細表の写しを提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金取引明細表の写し、A社の元同僚の賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により推認できる賞与額から、請求期間①は25万7,000円、請求期間②は29万9,000円、請求期間③は30万2,000円及び請求期間④は34万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支給日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日及び請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に破産手続が終了している上、元事業主に照会したものの回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100731号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100120号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月18日は25万7,000円、同年12月5日は29万9,000円、平成16年7月16日は30万2,000円及び同年12月3日は34万9,000円とすることが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間①から④までの各期間における賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金取引明細表の写しを提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金取引明細表の写し、A社の元同僚の賞与明細書及びその他の事情から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表等により推認できる賞与額から、請求期間①は25万7,000円、請求期間②は29万9,000円、請求期間③は30万2,000円及び請求期間④は34万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支給日については、前述の預金取引明細表の振込日から、請求期間①は平成15年7月18日、請求期間②は同年12月5日、請求期間③は平成16年7月16日及び請求期間④は同年12月3日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に破産手続が終了している上、元事業主に照会したものの回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。